## (記入例)

## 貸し手(登記名義人)

名義人が亡くなっている場合は

类(田)(地株美)

公針(ア)に利用機

し、丙が甲に直接支払います。

## ※金納・物納なし

利用権の動物を基件、動物をを行る表(公社)(ア)

等促進計画 (一括)

小井(ア) た通じて利田族の設定な悪ける妻(雨)

手書き用

							んたとスリー		II/ (U/	AL (0/ 6420 (19/01E-) RAC 62.0 0H (FI) (0HFH)				
(甲	(甲 自署) (住所) 周南市〇〇〇〇 <mark>※自署</mark> 年 月 日 (名和							三丁目2番1号 人やまぐち農林 農地中間管理機 桑 原 恵	振興公社 構)	下記の2,3を合意し、裏面の4共通事項を了承し、この計画に同意する。 (丙 自署) 年 月 日 (住所) 周南市○○○ <mark>※自署</mark>				
(氏名) 周南 花子 (電話番号 )							(電話番号 083-924-0			(氏名) 山口 太郎 <mark>※押印不要</mark> (電話番号 )				
1	各筆明細	full like h	Made by Militin			1	1	いずれた	か1つ	借り手(耕	作者)_			
Ь		利用権を記	投定する農地					$\subseteq$		BANC / SYTS/INTE				
NO	大字	所在:周南市 字	地番	地目 ※	登記面積 (㎡)	契約面積 (㎡)	利用権の 種類	利用の内容		乙)及び(乙)が(丙)に で設定する契約期間	金納年額(P	賃 料 円) 物納年数量(kg)	賃料の 支払方法	
	00	00	100-1	畑 畑	1,000	1,000	使用貸借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 令和7年7月	終期 1日令和10年3月31日	П П/10a	□ kg □ kg/10a		
	00	00	100-2	世(畑)	2,000	2,000	使用貸借	水田 普通畑 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 令和7年7月	終期 1日令和10年3月31日	□ <sub>円/10</sub>	□ kg □ kg/10a		
	周南市の始期は4/1、7/1、					水田・普通畑・			□ 円 □ 円/10a	kg   kg/10a				
						10/1, 1/1	の年4년		<b>п</b>	□ kg				
				他( )			X/IIXIII	地・採草放牧地	年月	日 年3月31日	□ 円/10a	□ kg/lba		
				田・畑 他( )			使用貸借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 年 月	終期 日 年3月31日	□ 円 □ 円/10a	□ kg □ kg/10a		
				※「他 (	) のカッコ	内は ①山林	②原野 ③*	<b>推穩地</b>						
L_	2 債権譲渡及び代物弁済に係る合意事項								3 農地附属物に関する合意事項					
(甲)	上記の利用権が設定された農地に係る乙の丙に対する賃料請求権を、乙から甲へ債権譲渡(民法第466条及び467条) 甲) ることにより、乙の甲に対する賃料支払債務が弁済される(代物弁済という)ことを承諾します。ついては、賃料の 払い方法(支払い時期、入金方法等)について、甲と丙が協議し、丙が甲に直接支払います。									□果樹・施設等農地附属物が有る(予定含む) 果樹・施設等農地附属物が有る場合(予定含む)の収去義務は、丙が甲に対して直接義務を負い、 (公財)やまぐち農林振興公社及び農地の所在する自治体は、甲に対し義務を負いません。				
(丙)	上記の利用権が設定された農地に係る契約期間における乙の丙への賃料請求権を、乙から甲に譲渡されることを承諾 (丙)します(民法第466条及び467条)。ついては、賃料の支払い方法(支払い時期、入金方法等)について、甲と丙が協議									果樹・施設等農地附属物が有る場合(予定含む)の収去義務は、丙が甲に対して直接義務を負い、(公財) やまぐち農林振興公社及び農地の所在する自治体は、甲に対し義務を負いません。				

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に基づく認可・公告の手続きを経て有効となるため、公社印は省略しています。